

北区の災害時の医療体制について

1 災対医療本部の運営

震度6弱以上の震災発生時に北区保健所へ設置し、区内医療救護活動についての指揮及び情報収集、連絡調整をおこなう。

(1) 運営

区災害医療コーディネーターによる合議制

(①北区保健所長(総括)、②北区医師会長、③花と森病院長、④北医療センター部長、⑤北区薬剤師会長(災害薬事コーディネーター))

(2) 通信体制

①防災無線：災対本部及び区内関係機関との連絡調整

②EMIS(緊急時医療情報システム)：厚労省及び東京都との情報共有

③薬剤師会災害時医療情報共有システム：区内医療関係機関の安否確認

2. 緊急医療救護所等の配置状況

(1) 緊急医療救護所

超急性期において、災害拠点病院における中等症者に対する医療機能を確保するために、近接地等に設置・運営する医療救護所。主に傷病者のトリアージ及び軽症者に対する応急処置を行う。

北区では、5病院と「緊急医療救護所の設置に関する協定書」を締結し、医薬品及び医療資器材の備蓄配備に期限切れ医薬品等の入替を行っている。

病院名	所在地	協定締結	備蓄配備
東京北医療センター	赤羽台 4-17-56	28年度	27年度
花と森の東京病院	西ヶ原 2-3-6	28年度	28年度
明理会中央総合病院	東十条 3-2-11	29年度	30年度
王子生協病院	豊島 3-4-15	29年度	30年度
赤羽中央総合病院	赤羽南 2-5-12	29年度	※

※旧赤羽中学校跡地への病院移転後の33年度に備蓄配備予定

(2) 医療救護所

概ね急性期以降に、地域医療が復旧するまでの間の医療機能を確保し、軽症者(慢性疾患等を含む)への対応や避難者の健康相談等を実施するために、学校避難所に設置・運営する救護所。医薬品及び医療資器材の備蓄配備並びに期限切れ医薬品等の入替を行っている。

学校名	所在地
西浮間小学校	浮間 2-7-1
赤羽岩淵中学校	赤羽 2-6-18
桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘 2-6-11
明桜中学校	王子 6-3-23

十条富士見中学校	十条台 1-9-33
滝野川第五小学校	昭和町 3-3-12
飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12

(3) 医療救護活動拠点

緊急医療救護所や避難所における医療救護活動の支援及び情報収集の拠点。

施設名	所在地
北区保健所	東十条 2-7-3
赤羽健康支援センター	赤羽南 1-13-1
滝野川健康支援センター	西ヶ原 1-19-12

3 平成30年度の取組み

(1) 緊急医療救護所設置運営訓練の実施

災害時における緊急医療救護所と病院との連携を確認するために、通信訓練、エアテントの設置、医療救護活動等を実施している。

- ・平成30年9月 8日（土） 花と森の東京病院 北区参加者34名
- ・平成31年2月16日（土） 東京北医療センター 北区参加者32名



(2) トリアージ講習会の実施

緊急医療救護所の運営に必要なトリアージの方法等を学ぶ講習会を、帝京大学医療技術学部教授を講師に招いて実施している。三師会会員、緊急医療救護所病院スタッフ、区職員等を対象としている。保健所講堂で2回開催し、延べ106名が参加した。

(3) 災害医療運営連絡会の開催

原則毎月1回開催している。災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、三師会代表、区役所代表をメンバーとしている。

(4) 東京都災害医療図上訓練への参加

区西北部二次保健医療圏（豊島区、北区、板橋区、練馬区）の三師会、病院及び区役所を対象に、東京都災害医療図上訓練が帝京大学で実施された。フェーズ0（発災直後）対応訓練とフェーズ1～2（超急性期～急性期）対応訓練の2回に分けて実施され、北区から延べ30名が参加した。

4 課題

(1) 緊急医療救護所の開設基準

震度6弱で自動参集となっているが、近年の災害状況では傷病者も少なく、医療機関の被害も少ないことから再検討が必要。

(2) 通信手段の確保

固定電話不通時は、防災無線を用いるが、保健所と医療機関との通信状況が不安定。また、医療圏拠点病院である帝京大学病院との間には未設置。

(3) 患者搬送手段の確保

消防庁は被災地からの傷病者搬送に専念するため、重症者等の病院間転送は区が行うこととなる、病院救急車や庁有車の利用を検討。

(4) 緊急医療救護所看護師の確保

医師会診療所所属看護師の出動は不確定要素が高いため、独自に看護師の確保が必要。

(5) 電源の確保

災対医療本部の運営、EMISへの入力には電源の確保が不可欠だが、保健所には自家発電装置がないため、設置についての検討が必要。

